

環 境 水 道 委 員 会 記 録 (No. 9)

1 日 時 令和5年8月23日(水)
午前10時09分 開会
午前11時18分 閉会

2 場 所 第5委員会室

3 出席委員(7人)

委 員 長	富士川 厚 子	副 委 員 長	河 田 圭一郎
委 員	吉 村 太 志	委 員	田 仲 常 郎
委 員	井 上 秀 作	委 員	本 田 忠 弘
委 員	出 口 成 信		

4 欠席委員(2人)

委 員	森 本 由 美	委 員	松 尾 和 也
-----	---------	-----	---------

5 出席説明員

危機管理監	山 本 浩 二	危機管理室長	右 田 圭 子
危機管理課長	角 野 純 二	災害対策担当課長	田 中 淳 介
環境局長	柴 田 泰 平	総務政策部長	中 島 尚
総務課長	杉 本 英 之	グリーン成長推進部長	園 順 一
再生可能エネルギー導入推進課長	柿 木 康 志	環境イノベーション支援課長	正 野 謙 一
循環社会推進部長	檜 木 野 裕	循環社会推進課長	原 田 健 二
消防局長	本 脇 尉 勝	予防部長	内 藤 茂 樹
指導課長	森 成 司	上下水道局長	兼 尾 明 利
総務経営部長	大 迫 道 広	経営企画課長	丸 谷 紀 之

外 関 係 職 員

6 事務局職員

委員会担当係長	梅 崎 千 里	委員会担当係長	中 島 智 幸
---------	---------	---------	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第150号 城野ゼロ・カーボン先進街区における集合建築物の火災予防条例違反施工の解明について	継続審査とすることを決定した。
2	防火防災活動と災害に強いまちづくりについて	危機管理室から別添資料のとおり説明を受けた。
3	S D G s 未来都市にふさわしい環境政策の推進について	環境局から別添資料のとおり説明を受けた。
4	第三セクターの経営情報について（株式会社北九州パワー、西日本ペットボトルリサイクル株式会社）	環境局から別添資料のとおり報告を受けた。
5	第三セクターの経営情報について（株式会社北九州ウォーターサービス）	上下水道局から別添資料のとおり報告を受けた。

8 会議の経過

（陳情第150号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。）

○委員長（富士川厚子君）開会します。

本日は、陳情の審査及び所管事務の調査を行った後、環境局から2件、上下水道局から1件、それぞれ報告を受けます。

初めに、陳情の審査を行います。

陳情第150号、城野ゼロ・カーボン先進街区における集合建築物の火災予防条例違反施工の解明についてを議題とします。

本件について、当局の説明を求めます。指導課長。

○指導課長 まず初めに、陳情の要旨の1行目にあります、城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業について御説明いたします。

本事業は、JR城野駅北側の城野地区において、太陽光発電の導入や断熱性の高い住宅の建築など、低炭素社会の実現に向け、ゼロカーボンを目指した先進の住宅街区を整備したものであり、シティガーデンBONJONOは2017年、平成29年11月に完成しています。

次に、陳情の要旨の12行目以降にあります、ちゅう房設備の排気ダクトの施工と形状について、火災予防条例の規定内容を御説明いたします。

北九州市火災予防条例と書いてある資料を御覧ください。

(1)のウですが、これはちゅう房設備に附属する排気ダクトの施工に関する規定となっており、万が一、排気ダクトの中が燃えても、ダクトの周囲にある可燃物に燃え移らないよ

う、10センチメートル以上の距離を保つか、または排気ダクト自体を金属以外の不燃材料で被覆することになっています。

次に、カですが、これは排気ダクトの形状に関する規定となっており、排気ダクトの中に油がたまると火災のおそれがありますので、火災を予防するため、排気ダクトの中を清掃しやすいよう、内面が滑らかなものを使用することになっています。下の右側の写真は、陳情の要旨にもありますスパイラルダクトとフレキシブルダクトの写真で、スパイラルダクトは内面が滑らかであり、条例に適合。フレキシブルダクトは内面が滑らかでなく、条例に不適合となっています。

それでは、以上を踏まえまして、陳情事項の1、シティガーデンBONJONOにおける火災予防条例違反について、全体的な事案の解明を行うことについて御説明いたします。

まず、排気ダクトの形状に関する条例違反ですが、2016年11月9日、シティガーデンBONJONOを建築する際、事業者が国土交通大臣の指定を受けた民間の確認検査機関に対し、建築基準法に基づく建築確認の申請を行っております。この申請の段階では、条例に適合するスパイラルダクトを使用することとされていましたが、昨年10月31日、陳情者からの要望により消防局が立入検査を行ったところ、条例に適合しないフレキシブルダクトが使われていたことを確認しました。一方、排気ダクトの施工については、排気ダクトが天井裏にあるため、違反は確認できませんでした。なお、昨年、設計者と工事施工者を呼び、聞き取りを行った際、両者はこれらの条例違反を認めております。

また、排気ダクトの遡及について、事業者が行った住民説明会で、シティガーデンBONJONOのフレキシブルダクトについては遡及しない、遡って取替えの指導は行わないことを確認していると説明がありましたが、消防局は事業者とそのような話をした事実はありません。なお、遡及しないの意味ですが、これは、新たに条例を制定したとき、既にある建物には新たな条例は適用されないという意味ですが、内面が滑らかな排気ダクトを使用するという条例は1993年、BONJONOが建築される20年以上前から既にありますので、BONJONOの排気ダクトについて遡及する、遡及しないという話にはならないかと思えます。

次に、陳情事項の2、シティガーデンBONJONOにおける火災発生の危険の抜本的な除去に向けて主導的な対応を行うことについて御説明いたします。

先ほど御説明しましたが、BONJONOでは条例に適合しないフレキシブルダクトが使用されています。この条例違反について、ちゅう房設備に附属する排気ダクトは区分所有者が所有権を持っており、消防法では所有者に対して改善の指導を行うことになっていますので、昨年の立入検査においても区分所有者に文書を交付し、改善指導を行ったところでもあります。このことから、現在設置されているフレキシブルダクトの修繕、取替えについては、区分所有者とBONJONOの事業者との話になろうかと思えます。

そして、火災発生の危険の除去ですが、火災予防条例では、火災予防のため、あくまでも排気ダクトにたまった油を清掃しやすいよう、内面が滑らかなスパイラルダクトを使用することになっています。また、条例では、換気扇に油を吸着するフィルターを設けること、そして、排気ダクト内の清掃を行い、火災予防上、支障のないように維持管理することと規定されております。換気扇にフィルターを設置し、定期的に排気ダクトの中を清掃することで火災発生の危険の除去につながると考えております。

以上で説明を終わります。

○委員長（富士川厚子君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。出口委員。

○委員（出口成信君） びっくりするような事案で、はっきり言って、これは詐欺だと。それをこっち側が見つけない限りはそのまま分からないと。これ陳情者に質問はできるんですかね。できませんか。異状を感じて、自ら510件の検査を行って、その中で出てきたと。わざわざこういう細かいスコープを使って天井裏まで差して、それでロックウールの欠如、またフレキシブルの場合だったら、見て分かったのはコーナーの部分だと。それが分かったんだということなんですよ。まず初めに聞きたいんですけど、リーディングプロジェクトというのは何なんですかね。

いいですか。聞けますかね。消防局だけだから聞けないですかね。リーディングプロジェクトというのは、基本構想の実現に向けて基本計画全体をリーディングする、先頭に立って導くと。誘導的なプロジェクト事業だということなんですよ。そして、さっき言われたように断熱、そういうのに特化していると。なのに、断熱に関しても、初めに説明された断熱よりも半分以下だというような断熱材に替えられて、それも異状を感じた住民がわざわざスコープで見て、それが発覚したと。それに対して北九州市も、断熱材に関しては今の基準に適合しているんだという言い方をしたわけですよ。

これさっき言ったみたいにリーディングプロジェクトで、断熱に特化したと、特にですね。北九州市の責任というものが非常に重いんだと思うんですよ。北九州市が絡んでいるから、住民の方々だって安心してここを選んで住んでいるんだと。それなのに、異状を感じて自ら調べないといけない。民間の建築確認が下りているからということでしたけれども、建築確認が下りた後に、施工のこういう重点箇所、火災予防条例に違反するような場所がありますよね。そういうところはちゃんと確認取れないんですかね、途中で。どうなんですか。

○委員長（富士川厚子君） 指導課長。

○指導課長 排気ダクト、これは建築基準法による建築設備の一部であります。確認申請、また完了検査、これは国土交通大臣の指定を受けた民間の確認検査機関が行うことになっ

ております。消防としては、工事の途中などを確認することはありません。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 例えば、フレキシブルダクトですか、これは加工しやすいと。曲げやすい。スパイラルは曲げたりできないので。問題が発覚したのが、この曲がっているところですよね。ちょうど90度に曲がっている、この図でいくとですね。そこがフレキシブルだったということですよ。だったら、全部ファンをのけてしまえば、中からのぞいたら分かりますよね。分かりませんか。どうなんですかね。

○委員長（富士川厚子君） 指導課長。

○指導課長 個別に一軒一軒確認しないと、それは分からないと思います。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 今回も、ロックウールに関しては陳情者の検査で分かったんだけど、消防としては、フレキシブルがコーナーに使われているのは結局、目視で確認して分かったんですよ。だったら、目視で確認することは可能だということですよ。

○委員長（富士川厚子君） 指導課長。

○指導課長 昨年10月31日に立入検査を行ったときは、換気扇のところからフレキシブルダクトが使われていたことを確認しております。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） だから、下から見たんですよ。それで確認ができたんですよ。ということは、フレキシブルダクトが一番使われそうなところとかというのは、検査をするのはそんなに難しいことではないということですよ。だから、消防局としてもこういう検査は積極的に、全部する必要はないですよ、何か所かすれば分かるわけですから。そんなことをやっていくべきだということは一応指摘しておきたいと思います。

これ違反なんですよ、もう一度確認しますけど。

○委員長（富士川厚子君） 指導課長。

○指導課長 火災予防条例の違反と認識しております。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 今回、立入検査をやって違反をきちんと指摘したということで、これからこういう材料も使って民間の訴えになっていくかなと思うんですけど、何よりも、一番最初に言ったように、リーディングプロジェクトで先進的な住宅を提供するという事業で、そして北九州市がお墨つきを与えて、ここで住民に安心をさせているわけですよ。それに対して、こういう異状があって、詐欺ですからね、これ本当に。この詐欺にきちんと対応できない。だったら、北九州市の信用は本当にかた落ちだと思うんです。事実の解

明はやったんですけど、今後、東宝ホームですよ、相手は。この東宝ホームが建築中の住宅、今たくさんあると思うんですね。これをきちんと調査しないといけないんじゃないですかね。そう思いますけど、どうですか。

○委員長（富士川厚子君）指導課長。

○指導課長 今、実際に東宝ホームが事業者となり、確認申請を出している物件があるかどうかは分かりませんが、もしあれば、そのようにしたいと思います。

○委員長（富士川厚子君）出口委員。

○委員（出口成信君）ぜひ、今建築中の住宅、きちんと調べて、スコープも使って、見れないところはですね。そういう検査までしていただきたいと思います。それと、何よりも、違反しているところに対しての改善が居住者にあるなんかというのは到底考えられないことなので、居住者に改善の負担が行かないようにするべきだということを指摘して、私からは終わります。

○委員長（富士川厚子君）他にございませんか。井上委員。

○委員（井上秀作君）まず、御確認なんですけど、出しているこれは行政指導の文書ですよ。

○委員長（富士川厚子君）指導課長。

○指導課長 行政指導の文書であります。

○委員長（富士川厚子君）井上委員。

○委員（井上秀作君）行政指導はしよせんお願いということで、何か強く求めていくんだったら行政処分をするべきだったと思うんですけども、なぜ行政処分にしなかったんでしょうか。

○委員長（富士川厚子君）指導課長。

○指導課長 違反の重い軽いと言いましたら語弊がありますが、例えば百貨店とかでプリンクラーがついていない、そういったときは行政処分というのも考えられますが、排気ダクト、フレキシブルダクトが使われていることで条例上も罰則もありませんので、行政処分というのは難しいと考えております。

○委員長（富士川厚子君）井上委員。

○委員（井上秀作君）条例はあるけれども、罰則規定が設けられていない条例だったんですね、これは。

○委員長（富士川厚子君）指導課長。

○指導課長 おっしゃるとおり条例上の罰則はありません。

○委員長（富士川厚子君）井上委員。

○委員（井上秀作君）建築指導法上の何か、ここは建築の課ではないことは分かっているんですけども、建築確認とかそういったことに対しての条例上の罰則とか、そのあたり

のものがあるかどうかは御存じでしょうか。

○委員長（富士川厚子君）指導課長。

○指導課長 建築基準法の命令、罰則、それは建築都市局に確認したいと思います。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君）井上委員。

○委員（井上秀作君）いずれにしろ、多分法的にはなかなか、北九州市としてはこれ以上やりようがないのかな、という気がいたします。そうなると恐らく、指導には従わないといけないというか、従うべきだと私は思っているんですが、形の上でこれ多分、形式的な当事者訴訟みたいになっちゃうのかなって思うんですけども、その場合に、要は契約不適合責任があったということで、所有者は東宝ホームと闘うという形になるのかなと思います。

今回のフレキシブルダクトを普通のダクトに替えるという費用も所有者側が持たなければいけないような感じになっていきますけれども、これあくまでも私から、今日陳情者お見えになっていますからアドバイスなんですけど、まずは建築不適合責任を問うというのが重要じゃないかなと、民事裁判の上です。それが大事なんじゃないかなと思います。その上で、そこの証拠としては、今回こういった行政指導もあっているということが一つの裁判上の証拠にはなるのかなと思います。当然、直す当事者としては、所有者の方がそこは直さなければいけないんですけども、直したものに対する求償権を東宝ホームに対して訴えていく。このあたりのことをやっていくことによって、裁判は有利に進められるのではないかなと思います。

1つ懸念があるとしたら、契約不適合責任の免責特約が契約のときに結ばれているのではないかなというところがすごく懸念材料です。もし、その特約があると、なかなか攻めていくのは難しいんですけども、ただ、相手は大きな建築メーカーですから、一般の住民の方は弱い立場なので、その場合でも恐らく裁判所はそういったところを考慮した上で判断していただけるのではないかな。要は、特約があっても、これは公序良俗に違反する特約であるということで、そこのところはもしかしたら回避できるのではないかなと思っておりますので、そこの部分まで頭に入れた上で、今回こういう行政指導も出ている。要は、違法建築物であった。残念ながら、市役所というか、確認申請をするところがそれを見抜くことができなかったということですよ。既に確認申請が下りたものをひっくり返す、要はそこで訴えの利益はなくなっています。確認申請というのはあくまでも造る前の段階の検査ですので、そこの訴えの利益はなくなっていますけれども、少なくとも出来上がったものがかしのある建物だったということであるならば、そのことを訴えていく。その際の証拠の一つとして、今回の立入検査結果通知書、こういったものを証拠として上げていって闘っていくのが、今回の件に関しては一番ベターなやり方なのかなと私

は感じております。

今後なんですけれども、今後はやっぱり確認申請を下ろす前の段階で、これ消防じゃないですよ。建築都市局の話なんですけども、確認申請を下ろす前の段階でしっかり、今回、東宝ホームという完全に固有名詞が出ていますんで、東宝ホームがやっているやつはもしかしたら全部フレキシブルダクトかもしれないんですよ。そういうところは、しっかり確認をする方が見る。設計の段階でそこのかしをしっかりと見抜いて、申請を下ろさないというような形というものができれば、こういった悲惨な状況が防げるのではないかなと思いますので、今日はあくまで消防とのお話合いですけれども、消防から建築都市局に言っていただければと思っております。

本当に今回の住民の皆様方にはお気の毒だと思いますが、裁判して勝てない事案でもなさそうなので、ぜひこういったものを証拠として添付しながら民事訴訟を起こされたいかがかなというのが、私からのアドバイスでございます。

以上でございます。終わります。

○委員長（富士川厚子君） ほかにございませんか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

ここで、本日の所管事務の調査に関係する職員を除き退室を願います。

（執行部入退室）

次に、所管事務の調査を行います。

初めに、防火防災活動と災害に強いまちづくりについてを議題とします。

本日は、令和5年7月7日からの大雨による被害・支援状況について、報告を兼ね、当局の説明を受けます。災害対策担当課長。

○災害対策担当課長 それでは、令和5年7月7日からの大雨による被害・支援状況について御説明いたします。

まずは、1、本市の被害状況についてでございます。

資料の1ページを御覧ください。初めに、(1)の降水量です。門司区では降り始めからの合計雨量が322ミリと、最も多くなっております。

(2)の7月31日現在の本市の被害状況です。人的被害はございません。住家被害は、一部損壊が5棟、床下浸水が1棟となっております。崖崩れにつきましては6件となっております。また、農林施設被害件数ですが、7月31日現在、被害はありません。

(3)の避難状況につきましては、市全体の累計で140世帯、195名の方が避難されました。

2 ページをお開きください。(4)のり災証明の発行状況ですが、11件となっております。

(5)の市営住宅等での被災者の受け入れ状況ですが、今回の大雨による被害で市営住宅に入居された方はおりません。

本市の被害状況は以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 危機管理課長。

○危機管理課長 続きまして、2、他都市への支援状況について御説明いたします。

初めに、(1)の人的支援でございます。今回の大雨で大きな被害を受けた久留米市から、福岡県市長会を通じまして職員の派遣要請がありました。家屋の被害認定調査業務に従事する職員を派遣いたしました。派遣期間は7月15日から8月4日の21日間です。派遣人数は合計で24名でございます。21日間の本市職員の調査件数は約1,030件で、1日平均約50件です。

次に、(2)その他の支援でございます。①の災害廃棄物の受入処理でございますが、うきは市から福岡県を通じまして災害廃棄物の受入要請があったため、本市は8月7日月曜日から北九州市処理施設でうきは市の可燃ごみや可燃粗大ごみの焼却処理を行っております。受入予定量は最大770トン、1日当たり最大40トンでございます。続きまして、②の義援金でございます。現在、市役所本庁舎、各区役所、出張所の17か所に募金箱を設置いたしまして義援金を募っているところでございます。募金箱は今年12月28日まで設置予定です。最後に、③の災害見舞金でございます。本市の被災地方自治体に対する災害見舞金の贈呈基準に基づきまして、被災自治体の災害規模が判明次第、災害見舞金の支給を行う予定でございます。

説明は以上です。

○委員長（富士川厚子君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。吉村委員。

○委員（吉村太志君） 災害見舞金というのはどういう基準があつて、例えば今回の場合とかというのはこういうのとか、何かそういう基準があるんですか。

○委員長（富士川厚子君） 危機管理課長。

○危機管理課長 贈呈基準がございまして、被害の状況ですけれども、全壊、全焼とか流失につきましては、福岡県内の市町村であれば、100棟以上300棟未満であれば50万円、300棟以上であれば100万円というふうに基準を設けてございます。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 吉村委員。

○委員（吉村太志君） 100万円と、50万円やったですかね。

全然価値が違うでしょ、持って行ったときに。これ合っているかなとかあります。間違えていないかなとかというのはないですか。

○委員長（富士川厚子君）危機管理課長。

○危機管理課長 実際にはお持ちしてなくて、口座に振り込んでおりますので、その後はお礼の言葉しかいただいておりません。以上です。

○委員長（富士川厚子君）吉村委員。

○委員（吉村太志君）分かりました。お互いの気持ちって僕は本当大事なことだと思いますので、いざお互いが困ったときには手を差し伸べていけるような関係をつくっていただきたいなと思っていますので、ぜひよろしく願いいたします。以上です。

○委員長（富士川厚子君）ほかにございませんか。出口委員。

○委員（出口成信君）災害廃棄物を受け入れていますけど、これの運搬の間の問題、何か課題とかありますか。

○委員長（富士川厚子君）危機管理課長。

○危機管理課長 すいません、所管が環境局でございまして、ちょっと細かいことが、こちらでは把握しておりません。申し訳ございません。

○委員長（富士川厚子君）出口委員。

○委員（出口成信君）いいです。

○委員長（富士川厚子君）よろしいですか。ほかにございませんか。

なければ、ここで、次の議題に関係する職員を除き退室を願います。

（執行部入退室）

次に、SDGs 未来都市にふさわしい環境政策の推進についてを議題とします。

本日は、北九州市環境基本計画の改定について、及び、プラスチック資源一括回収事業の開始について、報告を兼ね、当局の説明を受けます。環境局総務課長。

○環境局総務課長 北九州市環境基本計画の改定について、8月16日に開催した北九州市環境審議会に諮問いたしましたので、御報告申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。まず、1、計画改定の趣旨でございまして。北九州市では、世界の環境首都の実現に向けて環境基本計画を策定しておりますが、現行計画の期間が本年度、令和5年度末で満了するため、改定に着手するものです。

次に、2、計画改定の方向性ですが、現行の計画は、平成16年度に策定した環境首都ブランド・デザインの理念を継承し、その実現を目指し、4つの政策目標を掲げ、具体的なプロジェクトを推進しています。

1ページ下の基本理念と3つの柱の表を御覧ください。環境首都ブランド・デザインですが、基本理念を、真の豊かさにあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐとしており、その実現のため、環境、経済、社会の側面から3つの柱を掲げています。これらは北九州市の環境政策の中心に据えるべきものであり、現状においても環境、経済、社会の3つの課題を統合的に解決することはますます重要となっていることから、今回の計画改定にお

いても継承したいと考えております。

2 ページを御覧ください。政策目標についてです。現行の計画では、4つの政策目標に基づき、具体的な取組を行っていますが、市民がよりよい環境、よりよい地域に向けて自ら行動する市民環境力を高めることが最も重要であると考え、政策目標の第1に掲げています。また、そのほかの3つの目標、脱炭素社会の実現、循環システムの構築、環境・経済・社会の統合的向上についても、北九州市が環境政策を進める上で欠かすことのできない視点です。この4つの政策目標につきましても、社会情勢に応じて修正を加えながら、基本的な考え方は継承したいと考えています。

続いて、基本施策等の見直しです。現行計画では、今申し上げた4つの政策目標ごとに複数の基本施策を設定しています。近年、環境分野では国内外で様々な議論が行われており、国においても第6次環境基本計画の策定が進められています。北九州市においても、令和3年度に地球温暖化対策実行計画などの改定に取り組みました。また、現在、新たな北九州市基本構想・基本計画の策定も進んでおります。改定に当たっては、こうした各種計画などの整合性、統合を図りながら、北九州市の成長につながるような検討を進めたいと考えています。

環境基本計画の性格についてです。予算事務事業の見直し等については毎年度行っていることから、今回の改定において、個別プロジェクトについては別冊で取りまとめ、機動的に見直しを行えるようにしたいと考えています。

3、計画期間ですが、環境分野では令和12年度、2030年度が2050年度のカーボンニュートラル実現に向けて重要な節目となっております。そのため、令和6年度から令和12年度までの7年間とすることを考えています。

4の検討体制、スケジュールについて御説明します。今後、北九州市環境審議会での御審議、そして市議会環境水道委員会の委員の皆様にも都度御相談し、御意見など伺いながら、1年程度のスケジュールで検討を進めたいと思っております。また、パブリックコメント等も実施し、広く市民からの意見も聴取する予定です。環境水道委員会の委員の皆様には引き続き御指導のほどよろしくお願いいたします。

なお、3ページから10ページには現行計画の取組状況を取りまとめておりますが、環境水道委員会で分野別の計画の進捗状況を御報告しておりますので、説明は省略させていただきます。

最後に、12ページ、13ページには、8月16日に開催した北九州市環境審議会委員の方からいただいた主な御意見を掲載しております。例えば、市民がどう行動したらいいのか伝わる計画にすること。脱炭素の取組強化や、サプライチェーン全体を考えた視点で重点を押しやること。生物多様性からの視点を取り入れることなどがありました。今後の計画策定に反映していきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○委員長（富士川厚子君） 循環社会推進課長。

○循環社会推進課長 それでは、プラスチック資源一括回収事業の開始について御説明いたします。

1、概要です。令和4年4月、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。そこで、本市では、平成18年から分別収集を行っている容器包装プラスチックに加えて、新たに製品プラスチックと一緒に回収するプラスチック資源一括回収事業を令和5年10月から開始いたします。(1)開始時期は、10月に入って最初のプラスチック資源の回収日から製品プラスチックを回収します。そのため、月曜日回収の地域は10月2日からとなります。その他の地域につきましては記載のとおりでございます。(2)対象範囲は市内全域となります。(3)内容ですが、市民の皆様が週に1回、容器包装プラスチックと製品プラスチックと一緒に緑の指定袋に入れて資源化ステーションに出していただき、市が収集するといったものになります。(4)収集見込量は、年間1万トンを見込んでおります。そのうち、製品プラスチックは年間1,500トンを見込んでおります。

次に、2、市が収集するものです。(1)は、従来から収集している容器包装プラスチックです。(2)が新たに収集する製品プラスチックで、そのうち、①プラスチックだけでできているもの、②1辺の長さが50センチ未満のもので指定袋に入る大きさのものの2つの要件を満たすものが収集の対象となります。具体的には、バケツや洗面器、ハンガー、歯ブラシなどがございます。

次に、3、市が収集しないものです。金属やゴムなど、プラスチック素材以外のものが含まれているもの。指定袋に入れて、結んで閉じることができない大きさのもの。発火、爆発のおそれがあるもの。けがをするおそれがあるもの。感染症にかかるおそれがあるものなどがございます。これらは、収集運搬の作業や処理施設の運営に支障を来すおそれがあるため、収集対象から除外するものです。特に、近年、ごみに混入した充電式電池が原因と思われる収集車両や処理施設の発火事故が多発しております。そのため、本事業の実施に先立ち、本年7月から、充電式電池の回収ボックスを市民センターなど市内88か所に設置して、充電式電池の分別リサイクルに取り組んでおります。

最後に、4、今後の広報についてです。既に、市のホームページや市民センターなどへのチラシ、ポスターの設置、SNSでの情報発信など、各種機会を活用した広報に取り組んでおります。今後は、市政だより9月15日号で特集紙面を挟み込むほか、収集車両の広告幕、音声アナウンス、資源化ステーションの案内板、ウェブサイトやSNSなど各種広報媒体を活用しながら、引き続き切れ目のない広報に取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。

○委員長（富士川厚子君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の

答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。出口委員。

○委員（出口成信君） 環境基本計画の改定ですけれども、令和5年度末で満了するためだということなんですけれども、前回の改定以降つくった計画との整合、統合と言われているんですけど、整合しない部分というのは、具体的に挙げられたら、ちょっと聞いてみたいなど。どこが整合しないのか分かるかなと思ってですね。

○委員長（富士川厚子君） 環境局総務課長。

○環境局総務課長 地球温暖化対策、それから循環型社会推進基本計画は令和3年8月に策定しております。まだといいますか、現時点では整合性がないという考えはございません。つきましては、今の時点で見直す必要はないのではないかと考えております。引き続き、北九州市環境審議会や環境水道委員会の委員の皆様と協議して進めていきたいと思っておりますが、現時点ではそういうふうに考えております。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 当局としてどのように考えているのか聞いてみたかったので、聞いたところです。

プラスチックの一括回収ですけれども、新たに製品プラスチックが入ってくるんですけど、その仕分に係る負担が増えてくるのではないかと思うんですけど、仕分の人員を増員していくのか、そこを教えてください。

○委員長（富士川厚子君） 循環社会推進課長。

○循環社会推進課長 今回のプラスチックの処理につきましては、民間委託で事業者様に委託しております。今は、若松に工場があるビートルエンジニアリングというところの工場で作業をしますが、比重選別機ということで、重さが軽い重いで機械でふるい分けたりするやつとか、あとは光学選別機ということで、プラスチックもポリエチレンとかポリスチレンとか素材がありますので、そういったもので自動で識別して分けたりとか、そういう機械を入れていただけるようになっておりますので、そういった意味ではかなり機械化されています。あと、障害者の方の雇用もしておりますので、そういったところで異物を取り除く作業とかは残りますけれども、先ほど申し上げたような機械をかなり入れておりますので、増員というほどではないのかなと。逆に、以前処理を行っていたプラスチック資源化センターというところは15年以上前のものですが、今回の工場は最新のものが入りますので、そういった意味で人的負担というのはさほど重くならないと考えております。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 分かりました。いいです。

○委員長（富士川厚子君） ほかにありますか。本田委員。

○委員（本田忠弘君） 私は、プラスチック資源一括回収のことについて何点かお聞きしたいんですけど、いよいよ始まったなという感じがするんですけど、まず1点目が、収集見込量の1,500トンという数がどこから出てきたのか。実証事業をやっていますんで、そこから推定したのか、それを教えてください。

それから、50センチ未満で指定袋に入る大きさのものとなっていますけど、例えばプリンターなんかで大きなやつは自分でカットするというか、そういうことをすれば当然収集できるということでしょうか。

それと、私も今、自分でプラスチックの分別やっけていて、すごく気になることがあるんですけど、例えばスーパーとかでおすしなんかをパックに入れたやつ買いますよね。そしたら、しょうゆとかワサビとか袋に入れたのがついていますよね。あれをなるべく絞り出して、基本的にはプラのほうに入れていいんだと思うんですけど、中にワサビとかしょうゆが入っているやつは入れたらいけんのかなと思って一般ごみに出すんですけど、そういう極端に汚れたようなやつなんかは回収できるんですか。それは、回収した後にサーマルリサイクルするんやったら焼いてしまえばいいからいいんですけど、マテリアルリサイクルとかするときには障害にとかならんですかね。その点、教えてください。

○委員長（富士川厚子君） 循環社会推進課長。

○循環社会推進課長 まず、1,500トンの根拠なんですけども、もともと7,600トンぐらいの実績がありまして、実証実験では3割増えたということで、それを3割増しで1万トンということで、2,400トンぐらい増える理屈にしています。増えたものが全て製品プラというわけではなくて、実証実験の中の組成を見ると、全体の中の15%ぐらいが製品プラになっていましたので、1万トンの15%ということで1,500トンという計算になっております。

それから、2点目、50センチ未満なんですけど、例えば収集車両に投入したときに入らないとか、あと、処理施設でも投入した後、いろいろベルトコンベヤーとかでするとき、大き過ぎると支障になりますので、そこは50センチ未満でお願いしたいんですが、カットしていただければ出していただくことは可能です。ただ、自己責任になりますので、例えばのこぎりを使って切ったりして、おけがをすとかということもあると思いますので、我々としてはそれをお願いするというよりは、自己責任でやっていただければ、出していただく分は収集いたします。

それから、極端に汚れたものにつきましては、リサイクルに支障が出てきますので、そういう場合は一般ごみに出していただいたほうがいいかなと。いずれにしても破碎とかして洗浄もするんですけど、取り切れないと品質低下になりますので、極端に汚れがあるものはごみに出していただければと思っています。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 本田委員。

○委員（本田忠弘君） よく分かりました。今から実際に10月から回収を始めたら、いい事

例、悪い事例というか、こういうのは駄目ですよというのがいっぱい出てくると思うんですよ。そういうのがまた出てきたら、しっかり私たちにも、市民の方にも当然そうなんですけど、周知をしてください。以上です。ありがとうございます。

○委員長（富士川厚子君） ほかにありませんか。

なければ、以上で所管事務の調査を終わります。

ここで本日の報告に関係する職員を除き、退室を願います。

（執行部入退室）

それでは次に、環境局から、第三セクター、株式会社北九州パワー及び西日本ペットボトルリサイクル株式会社の経営情報について、上下水道局から、第三セクター、株式会社北九州ウォーターサービスの経営情報についての以上3件について、一括して報告を受けます。再生可能エネルギー導入推進課長。

○再生可能エネルギー導入推進課長 株式会社北九州パワーの令和4年度の経営情報について報告いたします。

2ページを御覧ください。まず、会社概況については記載のとおりとなっています。

次に、令和4年度の事業報告です。

(1)事業の経過と状況です。同社は、低炭素エネルギーの地産地消による市内の低炭素化と市内産業の下支えの実現を目的に会社を設立し、平成28年4月1日より電力供給を開始しました。現在では、本市が進めている2025年北九州市公共施設の再エネ100%電力化など、低炭素からさらに進んだ脱炭素社会の実現に向けた取組についても、協力して推し進めているところです。電力事業の収益状況について、当期純利益は2億2,074万円の黒字となり、昨年度より経営状況が改善しました。令和4年度より本格的にスタートした太陽光PPA事業、省エネ機器の第三者所有モデル事業については、脱炭素先行地域計画に基づき、導入を進めているところです。また、環境省から委託を受けた北九州市における地域の再エネを有効活用したCO₂フリー水素製造・供給実証事業は、無事所定の実証結果を得て、予定どおり令和5年3月をもって事業を終了しました。

(2)契約の状況です。契約施設数は1,151、電力契約の合計は12万2,730キロワットでした。

(3)販売の状況です。小売販売量は19万9,632メガワットアワーでした。これは、一般家庭でいえば約4万世帯が1年間に使用する量となります。

(4)財務の状況です。経常利益は1億4,252万円の黒字で、当期純利益は2億2,074万円の黒字を計上しております。

(5)です。その他の報告事項としましては、北九州市の推進する脱炭素社会の実現に向け、新たな再生可能エネルギー電源の確保と需要家の電気料金低減につながる仕組みの検討を急務と捉え、北九州市の政策推進と安定的な利益確保を継続していく予定です。

詳しい財務状況は4ページのとおりとなっております。

以上で株式会社北九州パワーの令和4年度の経営情報について報告を終わります。

○委員長（富士川厚子君）環境イノベーション支援課長。

○環境イノベーション支援課長 では、西日本ペットボトルリサイクル株式会社の令和4年度の経営情報について御報告いたします。

2ページを御覧ください。まず、会社の概況について御説明いたします。

所在地は、本社、工場ともに若松区響町一丁目62番。会社の設立は平成9年4月1日でございます。代表取締役社長は千々木亨氏。資本金は1億円、うち本市の出資比率は5%、出資額は500万円となっています。従業員につきましては、代表取締役、パートタイマー、アルバイトを除き、48名でございます。

続きまして、2、令和4年度の事業報告について御説明いたします。

同社は、容器包装リサイクル法に基づきまして、自治体等から集めた使用済みペットボトルのリサイクルを行っておりまして、エコタウンの第1号立地企業として平成10年7月に事業を開始しております。

まず、(1)原料の調達状況について御説明いたします。容器包装リサイクル法に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会などから、前年度比3,000トン増の2万9,500トンを調達しております。

続きまして、(2)生産・売上の状況でございます。前年度比800トン減の2万2,100トンの生産量でしたが、原材料単価の上昇に伴う販売価格の上昇によりまして、売上高は過去最高の、前年度比11億6,747万円増の35億1,022万円となっております。

(3)財務の状況につきましては、売上高が過去最高となった一方で原材料の調達コストが上昇したことによりまして、記載のとおり、対前年では減少しているものの、引き続き黒字を確保しているところでございます。

その他の御報告といたしましては、現場の生産性ですとか安全性の向上のための電動フォークリフトの増設、また、事務所のLED照明更新増設を実施しております。また、役員の異動につきましては、監査役吉岡正嘉氏が退任し、後任に藤井一敏氏が就任されました。また、監査役正平徹二氏が退任し、後任に園順一氏が監査役として就任しております。

詳しい財務状況については3ページのとおりです。

以上で西日本ペットボトルリサイクル株式会社の経営情報について報告を終わります。

○委員長（富士川厚子君）経営企画課長。

○経営企画課長 株式会社北九州ウォーターサービスの令和4年度経営情報について報告させていただきます。

資料の2ページを御覧ください。1、会社概要ですが、北九州ウォーターサービスの主な事業は、市内の上下水道事業、水道事業の広域化事業、上下水道の海外水ビジネス事業です。資本金は1億円、本市の出資比率は54%、従業員数は247名となっております。

中ほどの2、令和4年度事業報告ですが、(1)市からの受託事業として、浄水場や浄化センターなど水道、下水道施設等の維持管理業務などを着実に履行するとともに、広域事業に係る受託業務として、市が受託した宗像地区事務組合の水道事業の一部を受託し、順調に履行しております。3ページを御覧ください。また、海外事業におきましては、カンボジア国シェムリアップ上水道拡張事業施工管理業務などに取り組みました。

(2)の自主事業として、カンボジア国タクマウ上水道拡張計画やタジキスタン国ハトロン州ジョミ県給水改善計画準備調査など、海外水ビジネス事業に取り組みました。また、広域事業として、苅田町や香春町の業務を受託いたしました。

次に、3ページの下ほどに記載しております3、令和4年度財務状況につきましては、4ページの4、決算要旨と併せて報告させていただきます。

4ページの上段の損益計算書を御覧ください。令和4年度の財務状況ですが、売上高は20億1,972万2,000円となっております。対して、売上原価17億1,054万1,000円、販売費及び一般管理費1億5,164万7,000円となっております。営業外収益、費用を加味した経常利益は1億9,774万8,000円、税引き後の当期純利益は1億3,237万3,000円となっております。

次に、4ページ下段の貸借対照表を御覧ください。表の右側、純資産の部の利益剰余金ですが、前期利益剰余金に当期純利益1億3,237万3,000円を加えた4億4,310万9,000円を確保しております。引き続き安定的な経営を維持しております。

以上で北九州ウォーターサービスの経営情報について報告を終わらせていただきます。

○委員長（富士川厚子君） ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。出口委員。

○委員（出口成信君） 北九州パワーで、2025年までに公共施設の2,000か所全てで再エネ100%ということなんですけれども、現状と、2,000施設で電力消費が2億5,000万キロワットぐらいと言ったんですかね。それで、ごみで1億4,000万ぐらいか。今回、2025年までに洋上風力が加わってくるんですけど、それで賄えるのか。それと、今ごみが、電力が60%ぐらいですよ、再エネの中の。それで、風力が入ってくるとどのぐらいの割合になるのか。そこを教えてください。

○委員長（富士川厚子君） 再生可能エネルギー導入推進課長。

○再生可能エネルギー導入推進課長 再エネ100%の取組の現状なんですけれども、2025年を目標に公共施設2,000施設を再エネ100%にしていくという目標は今掲げております。令和4年度末、今年3月時点での再エネ100%に切り替えた施設は586施設となっております。

再エネの確保については先ほども申したように、現在、私たちも課題と考えておりまして、響灘地区については大規模太陽光だとか市民太陽光だとか、いろんな再エネ発電所が

いっぱいあります。これらの発電所と現在、特定卸供給などの協議を行っておりまして、合意ができている施設もかなりできてきているところです。あと、風力発電についても現在建設中のひびきウインドエナジー社と協議を進めているところで、電力の供給契約について勉強会を開催しているところです。現在のところでは目標どおり進めているという状況になっています。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 今後、風力とかも入ってきて、その中でするとごみがどのくらいの割合になるのかなど。6割と変わらんのかなど。

○委員長（富士川厚子君） 再生可能エネルギー導入推進課長。

○再生可能エネルギー導入推進課長 まず、ごみの割合なんですけども、令和4年度実績でいいますと、電力販売量の全体が1億9,963万2,000キロワット、約2億キロワットです。この中で、ごみ発電の占める割合が約1億キロワットとなっております。ですので、ごみ発電の量としては約50%ということになっております。

○委員長（富士川厚子君） グリーン成長推進部長。

○グリーン成長推進部長 今の、洋上風力が導入されたときにどのような比率になるかということなんですけれども、この洋上風力、ひびきウインドエナジーという会社がプライベートでやっている事業でございます。よって、ごみ発電とかでありますと、うちの焼却工場とかそういったところがやって、市の運営になるんですけれども、こちらの洋上風力に関しましては市のものではなく民間のものでございます。そういった意味で、これをどれだけうちのほうで再エネとして扱えるかという協議をまさに今始めているところでございますので、そちらのほうは何%になるかというのは、現時点ではまだ計算できていないというところでございますので、その辺、御理解いただければと思います。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） ありがとうございます。令和3年度の電力調達、そのときは60%がごみだったんですね。これが今50%となったんですが、どこがどう増えたんですかね。このとき日鉄エンジニアリングが15ぐらいか。日本卸電力が22、あと九電とかの、その他3%ぐらいだったんですけど、どこがどう増えたのかなと思って。ちょっと教えてください。

○委員長（富士川厚子君） 再生可能エネルギー導入推進課長。

○再生可能エネルギー導入推進課長 電力の高騰化が始まった関係で、九州電力以外と契約していたところが高騰化したりとか、破綻したりしました。そういった施設が九州電力に移行しようとしたんですが、九州電力が最終保障契約で供給しようとするので定価の2割増しだとか、すごく高くなるということで、電力難民というのが発生しました。北九州パワーが、その電力難民を助けるために市場連動型のメニューをつくって、そういった施設

に提供するというところをした結果、要は市場調達の量が増えたということになります。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） ありがとうございます。そして、ペットボトルリサイクルですけど、今、マテリアルリサイクルとケミカルリサイクル、サーマルは別にしてですね。ケミカルリサイクルがかなり技術が上がってきたと聞いているんですけど、そののところ分かれれば教えてもらえないかなと思うんですけど。

○委員長（富士川厚子君） 環境イノベーション支援課長。

○環境イノベーション支援課長 御質問に関してお答えしますと、おっしゃるとおり、これまではペットボトルを破砕して、どちらかというマテリアルリサイクルですとか、そういうものをやっていく流れが主流でありました。ただ、技術の進歩ですとかそういったものに伴いまして、ケミカルリサイクルをやっていく事業者が増えてきているのも事実でございます。お互いにメリット、デメリットみたいなところがありまして、新たに出てきているケミカルリサイクルにつきましても質の劣化が少ないというようなところで、あくまでも素材を低下させないというふうなところがある。だから、そういったところで新たな技術だとか、そういったものが開発されてきております。そういった中で、どのようなリサイクルが適切なのかということについては答えがないところではありますけれども、より環境負荷が少ない、資源制約の少ないような形のリサイクルを進めていく必要があると考えております。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 会社概況の中でお聞きしたいんですけども、2の(1)と(2)なんですけど、原材料の調達状況は増えているんですけども、生産・売上げの状況が減っているというところで、そのところの理由を教えてくださいませんか。

○委員長（富士川厚子君） 環境イノベーション支援課長。

○環境イノベーション支援課長 そちらのところなんですけれども、まずペットボトルの調達というところに関してお話をいたしますと、令和4年度、つまり昨年度なんですけれども、ウクライナの戦争ですとか、そういった状況によりまして資源価格が高騰するということが起きております。それに伴って、ペットボトルの価格というのも大きく上がったというところでもあります。そういった中で、西日本ペットボトルリサイクル株式会社においても、調達をどのタイミングでどれぐらいやっていくかということ非常に苦戦というか、難しい状況に立たされたという中におきまして、その一方で供給責任というものもある中で、一定程度前倒しで調達を進めたというところでプラスということになっているかと思っております。ただ、割合としては、そんなに極端に増やしているということにはならないということだと思います。加えて今度、販売ですとか生産というところについて言いますと、調達したものがすぐ生産に回るということじゃありませんので、そこら辺の

ラグということは当然発生するかと思いますので、そういったところだと考えております。
以上です。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 分かりました。以上です。

○委員長（富士川厚子君） ほかにありませんか。

なければ、本日は以上で閉会します。

環境水道委員会 委員長 富士川 厚子 ㊟